

【外貨定期預金】

外貨定期預金とは、外貨預金(本邦通貨以外の外貨建の預金)のうち、あらかじめ預金の期間を定め、原則としてその期間は払戻の要求に応じないことを条件としている預金です。

■商品の概要

商 品 名	外貨定期預金(自動継続)
商 品 概 要	外国通貨建ての、あらかじめ預金の期間を定め、原則としてその期間中は払い戻しの要求に応じないことを条件としている預金です。
預 金 保 険	外貨定期預金は預金保険の対象外です。
販 売 対 象	法人および個人のお客さま
期 間	1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年 自動継続方式・元利金継続型 *特にお申し出のない限り、利息を元金に加えて前回と同一の期間の外貨定期預金に継続させていただきます。
預 入	(1) 預入方法 一括預入です。
	(2) 最低預入額 各1万通貨単位以上
	(3) 預入単位 1補助通貨単位まで預入可能
	(4) 預入通貨 米ドル、ユーロ、オーストラリアドル、ニュージーランドドル
払 戻 方 法	満期日以後に一括して払い戻します。満期時には、「定期預金証書」および「お届け印」をご持参の上ご来店いただきます。
利 息	(1) 適用利率 お預け入れ時の金利を満期日まで適用します。
	(2) 利払方法 満期日以降に一括してお支払いいたします。
	(3) 計算方法 付利単位を各1通貨単位とした、1年を365日とする日割計算。
税 金 に つ い て	<ul style="list-style-type: none">・利子所得は法人のお客さまは総合課税、個人のお客さまは源泉分離課税(国税15%、地方税5%)として課税されます。 ※1 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間、復興特別所得税が附加されることにより、20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)となります。※2 税制改正により、法人のお客さまがお受け取りをされる預金利息については、地方税の特別徴収が廃止となっています。・お利息はマル優の対象外です。・為替差益への課税 (法人のお客さま) 総合課税 (個人のお客さま) 為替差益は雑所得となり、確定申告による総合課税の対象となります。 ただし、年収2,000万円以下の給与所得者の方で為替差益を含めた給与所得以外の所得が年間20万円以下の場合には申告不要です。為替差損は、他の黒字の雑所得から控除できます。他の所得区分との損益通算はできません。 詳しくはお客さまご自身で公認会計士・税理士にご相談くださいますようお願い申し上げます。
手 数 料 お よ び 適 用 相 場	お預け入れ・お引き出し方法により手数料等が異なるため、手数料等の金額や上限額または計算方法をあらかじめお示することはできません。詳しくは後記「外貨預金のお預け入れとお引き出しに関わる手数料および適用相場」をご覧ください。
付 加 で き る 特 約 事 項	ございません。
期 日 前 解 約 時 の お 取 り 扱 い	原則として期日前解約はできません。万が一、当金庫がやむを得ないものと認めて期日前解約に応じる場合には、預入日から期日前解約日までの適用金利は期日前解約日における当該通貨建ての外貨普通預金利率となります。
お 問 い 合 わ せ 先	店頭までお問い合わせください。
当 金 庫 が 対 象 業 者 と な っ て い る 認 定 投 資 者 保 護 団 体	当金庫が対象業者となっている認定投資者保護団体はございません。
そ の 他 参 考 と な る 事 項	お預け後、満期日の2営業日前までに一度だけ為替予約ができます。為替予約を締結すると、満期日の受取円貨額が確定します。ただし、一旦為替予約の締結をすると取り消しはできませんので、お客さまご自身の判断でお願いします。